

阿久根市と鹿児島県立鶴翔高等学校との 包括連携協定書

阿久根市（以下「甲」という。）と鹿児島県立鶴翔高等学校（以下「乙」という。）とは、これまで様々な分野で築いてきた相互の協力関係を踏まえ、甲及び乙との協力関係拡充に関する基本的事項を定め、相互の繁栄と地域社会の発展に資するため、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が包括的な連携の下、様々な分野において相互に協力することで、産業・教育・文化・スポーツ等における課題に対して、その解決等に向けた環境の整備に貢献するとともに、地域社会の発展や地域人材の育成に資することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- (1) 地域産業の振興に関する事項
- (2) 教育振興及び文化・スポーツの発展並びに地域の人材育成に関する事項
- (3) 地域コミュニティの発展に関する事項
- (4) 国際交流に関する事項
- (5) その他甲及び乙が必要と認める事項

2 甲及び乙は、前項各号に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、各自に連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

（秘密の保持）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく活動において、相手方から知り得た情報を他に漏らしてはならない。ただし、事前に相

手方から承諾を得た場合は、この限りでない。

（協定期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和2年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに甲又は乙のいずれからも特段の申出がないときは、更に1年間延長し、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、甲及び乙が協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和元年 5月 9日

甲 阿久根市鶴見町200番地
阿久根市
阿久根市長 西平良将



乙 阿久根市赤瀬川1800番地
鹿児島県立鶴翔高等学校
校長 前田良文

